

「生活の中の個人情報」

～個人情報保護法改正と 個人情報漏洩・SNS利用について～

大阪企業人権協議会
サポートセンター
金井 敬三

1

◆人権に関する法律の制定の動き

2016年 4月 「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」
2016年 6月 「ヘイトスピーチ解消法」
2016年12月 「部落差別解消法」
2017年 1月 「改正男女雇用機会均等法」
「改正育児・介護休業法」
2017年 5月 「改正個人情報保護法」 等々



- 法改正の内容、その背景・動向等を把握・理解を深めることが大切となっている。(認識)
- そのために、
 - ①人権の基本知識の習得・啓発
 - ②様々な人権問題について最新の動向を学ぶ
 - ③差別を見抜く力を培う(「対岸の火事」と「他山の石」)

2

【1】

プライバシーと人権問題

3

問：「日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたことがあると答えた方にお尋ねします。特に、差別や人権侵害を受けたのはどのようなことですか？」

(内閣府H24人権侵害被害経験調査から)

1位	あらぬ噂や悪口、かげ口	47.4%
2位	職場での嫌がらせ	24.2%
3位	プライバシーの侵害	20.0%
4位	差別待遇	19.7%
5位	名誉・信用棄損・侮辱	18.1%

※「3位のプライバシーの侵害」以外の他の項目にも、プライバシーにかかわる人権侵害が相当数含まれていると推測される。

4

◆プライバシーとは

- 「個人の私生活に関する事柄や、それが他から干渉されない状態を要求する権利の総称」
 - ⇒必ずしも個人情報に限った問題ではない
- プライバシー侵害による個人の権利利益の救済は、民法上の不法行為や刑法上の名誉棄損罪等によって図られることが基本。
- 個人情報保護法では、「プライバシー保護」という文言はない。プライバシーの中に含まれる「個人情報」の定義を明確にし、これを特別に保護することとしている。
- 個人情報保護法で保護される個人の権利利益はプライバシー権とは一致していない。

5

◆プライバシーの誕生と変遷

- 19世紀後半 米国にて
 - ・ 印刷技術が発展し社会に大量に拡散することの問題の中で「“to be alone”一人にしておいてもらう権利、そっとしておいてもらう権利」としてプライバシーが誕生した。
- 裁判で争われたプライバシーの権利
 - ・ 三島由紀夫 小説「宴のあと」事件(1964年) 東京地裁判決
 - － 日本で初めて裁判において法的にも「プライバシー」が認められた －
 - ・ 「みだりに私生活の領域へ侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実・情報を公開されたりしない権利」
- コンピューターの発展、高度情報化、IT社会に伴うプライバシーの変化
 - ・ プライバシーが侵害される危険性が飛躍的に高まってきた。
 - ・ 「そっとしておいてもらう権利」から積極的な概念「自分の情報の削除・訂正を求めることができる等、本人同意、本人関与性を重んじる「自己情報コントロール権利」に変わってきている。
 - ・ さらに最近、「忘れられる権利」が注目されて、「知る権利」や「報道の自由」との両立が議論となっている。

6

◆条約や法律に規定されたプライバシーの権利

○世界人権宣言 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

○日本国憲法(13条)

「個人の尊重」「幸福追求権」によって、プライバシーの権利を人権の一つとして認めている、とされている。

7

◆プライバシーの3つの側面

① 空間と時間のプライバシー

- ・ 誰にも邪魔されず、自分の空間や時間が確保され、安全に、安心して過ごすことができる。

② 自律のプライバシー

- ・ 他者からの不当な働きかけを排除し、自分自身の嗜好や指向、価値観に基づいて、自律的に自己の行動を選択して生きていくことが保障される。

③ 情報のプライバシー

- ・ 秘密を持ち、言いたくないことや人に知られたくないことをみだりに公表されない権利や、情報を渡す・渡さない、訂正するなど、自己に関する情報の流れに関与できる。

8

【2】

個人情報保護法の改正

(2015年9月成立、2017年5月30日施行)

9

主な改正のポイント

- i) 個人情報の定義の明確化など
 - ・ 個人情報の定義の明確化
 - ・ 「要配慮個人情報」の取扱厳正化
- ii) 小規模事業者(個人情報5000人以下)も対象
中小規模事業者に対しては軽減措置が設定されている。
- iii) 「匿名加工情報」としての企業の利活用の推進
 - ・ 利用目的変更可(ビッグデータ利活用制度の導入)
- iv) いわゆる名簿屋対策
 - ・ 第三者提供に係る確認記録作成の義務化 等
- v) 「個人情報保護委員会」に権限集約し、監視・監督および、苦情あっせん対応等の強化

10

◆個人情報 の 定義

(第2条)個人情報とは、生存する個人に関する情報

- i) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの
(例)氏名に加え、生年月日、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)、会社における職位又は所属情報で氏名と組み合わせたもの、防犯カメラ記録情報、官報、電話帳、新聞、ホームページ、SNS等で公にされている特定の個人を識別できる情報
- ii) 個人識別符号が含まれるもの(政令等で個別に指定)
 - ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、指紋・掌紋等)
 - ② サービス利用や書類において対象者毎に割り振られる符号(旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コードマイナンバー、各種保険証等)

11

◆要配慮個人情報の取扱厳正化(今回導入)

○「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

1. 人種
2. 信条
3. 社会的身分
4. 病歴
5. 犯罪の経歴
6. 犯罪被害の事実
7. 身体障がい、知的障がい、精神障がい等心身の機能障がい
8. 健康診断等の結果
9. 医師等が行う指導、診療等の内容
10. 被疑者・被告人として刑事事件手続きが行われた事実
11. 少年法に規定する保護事件に関する手続きが行われた事実

○ 取得や第三者提供に当たっては、事前に本人の同意が必要。

⇒ わたしたちが扱っている書類等の管理は大丈夫？

12

＜参考＞企業では、

◆事業者がとるべき措置

- ・ 基本方針の策定、規律整備
- ・ 事業者がとるべき安全管理措置
 - ① 組織的安全管理措置(体制、運用等)
 - ② 人的安全管理措置(雇用(委託)契約、教育等)
 - ③ 物理的安全管理措置(入退出管理、盗難対策等)
 - ④ 技術的安全管理措置(アクセス管理、情報システムのセキュリティ対策等)

◆コンプライアンスとしての個人情報保護体系

- ・ 個人情報保護法 ・ 関連法、条例等
- ・ 事業分野ごとのガイドライン(主務大臣制)
- ・ 認定個人情報保護団体による業界サポート
- ・ 事業者「個人情報保護指針」「就業規則」等

13

◆罰則について

- ・ 事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監督します。
- ・ 必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。

罰則

- ・ 国からの命令に違反・・・6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・ 虚偽の報告 …………… 30万円以下の罰金
- ・ 従業員が不正な利益を図る目的で、個人情報データベース等を提供・盗用 …………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(法人にも罰金)

注:マイナンバーについては、より厳しい罰則が適用される

(例)「故意による漏洩」・・・4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は併科

14

◆市民生活における個人情報Q & A(横浜市)より抜粋

Q1. 自治会町内会やサークル団体には個人情報保護法が適用されますか。

A. 名簿等を事業に使用していれば、適用されます。

自治会町内会については、名簿を作成して継続的に活動を行っている団体が大半と思われるため、個人情報法保護法が適用される可能性が高いと考えられます。一方、趣味のサークル等については、その活動が「事業」といえるかどうか？等によるため、ケースバイケースと考えられる。なお、事業とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、営利・非営利の別は問わないとされている。

15

Q2. 自治会町内会で名簿などを作る時に注意することはありますか。

A. 個人情報を集めるときに、

- ・あらかじめ利用目的を決めて本人に伝えること
 - ・第三者に渡すこと(名簿の配布)や渡す内容について同意を得ること
- の2つが大切です。

また、個人情報の提供に同意してもらえない場合、その方の情報は配布することはできませんが、町内会で利用目的を定めるなど、法の基準に従って取扱いルールを定めているため、安心して情報を提供して頂きたい旨を説明するとよい。

16

Q3. 作成した名簿の取扱いについて、具体的にどのような事に気を付ければよいですか。

A. 次の具体例を参考にみなさんで適切に管理しましょう。

- ・ 個人情報の取得・利用等の基本的な取扱いを決めたルールをつくる。
- ・ 秘密保持のルールをつくり、名簿を取扱う人に研修を行う。
- ・ 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。
- ・ 漏洩や紛失を防ぐため、紙の名簿等は「鍵」のかかる引き出し等で保管する。
- ・ パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- ・ インターネットに接続されたパソコンは、最新のウイルス対策ソフトを入れる。
- ・ 漏洩や紛失発生時は誰に報告するかあらかじめ決めておく。 など

17

【3】

個人情報の漏えい問題

18

個人情報漏えいと人権問題

- プライバシー侵害
- 2次被害の発生
- 時には犯罪に悪用



掲示板での公開、誹謗中傷、脅迫、DV/ストーカー行為、悪質業者による電話勧誘やDM送付、架空請求詐欺 等

19

<事例>個人情報漏えいと人権問題

- (例) ビューティーセンター顧客情報流出事件 (2002年)
・ 5万人分のデータが外部から閲覧できる状態 ・ 慰謝料 1人 3万円
- (例) 証券会社従業員による顧客情報持ち出し事件 (2009年)
・ 約149万件を不正持ち出し、一部を名簿業者等に売却。数十社に流通
・ 懲役2年の実刑判決、会社は金融庁による行政処分 ・ 顧客全員に対し金券(1万円)、総額70億円の事態收拾、再発防止費用
- (例) 市職員による住民基本台帳データ漏洩事件 (2002年)
・ 住民の個人データ約 22 万人分
・ 一人当たり慰謝料1万円、弁護士費用 5千円
- (例) 市職員がDV被害者の避難先住所を誤って夫に漏えい (2015年)
- (例) 私立大学・高校の卒業者名簿が振り込め詐欺に悪用!

参考:振り込め詐欺被害 2641件 約118億円 (警察庁 2015年8月末)

20

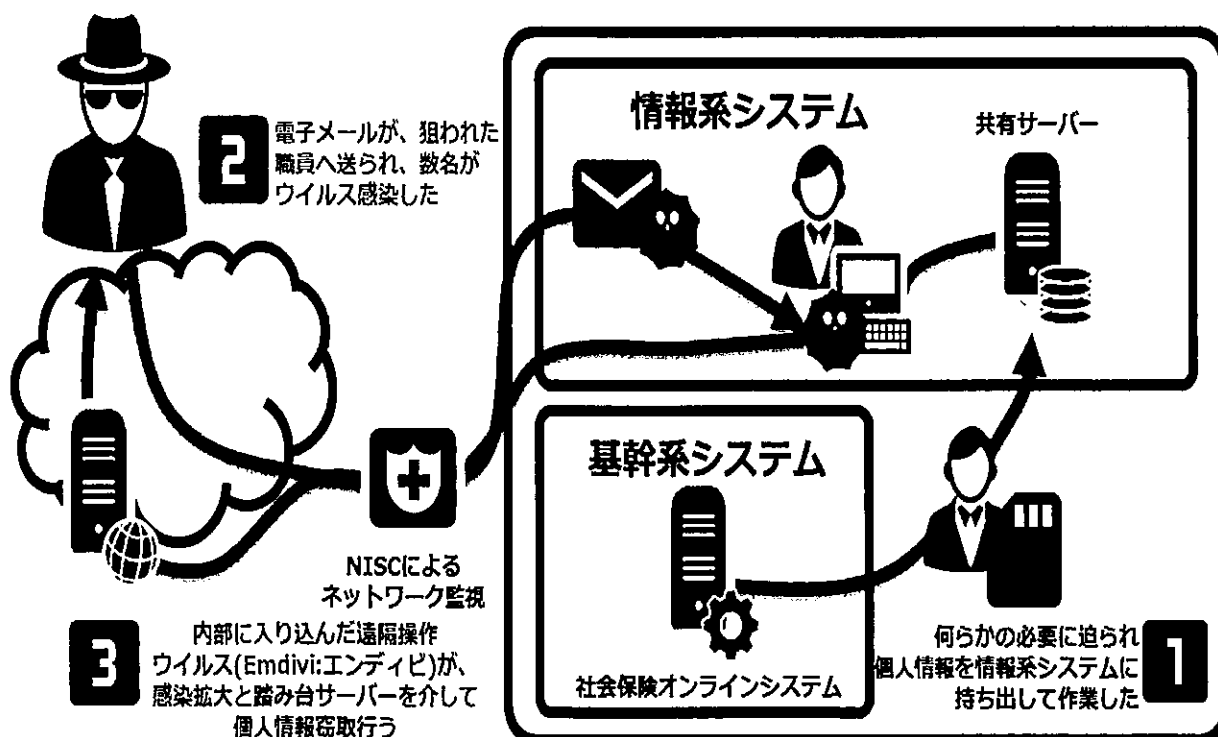
【4】

近年の情報漏えいの状況

- ① 日本年金機構など膨大な情報流出発生
- ② サイバー攻撃やウイルス感染等の犯罪行為多発
- ③ 一番多い「ヒューマンエラー」
⇒ 企業では日常業務での問題！
- ④ SNSによる情報流出 の増加

21

日本年金機構の情報漏えい事件



(株)LAC ホームページから引用

22

標的型攻撃メールの手口と対応

【手口】

- 特定の組織や人にしか送られない。
- 受信者がセキュリティソフトを利用していてもすり抜ける。
- 受信者本人が本物のメールと勘違いしやすい。(ウィルスが仕掛けられた添付ファイルやサイトへの接続)

【対応】

- 不審メールに気付いた受信者は、組織で定められている運用ルールに従い、組織内の情報集約窓口に速やかに報告する。
- 集約された情報をもとに、情報システム担当部門等は、当該メールを含め類似の不審メールが届いていないかを調査。
- 不審メールが届いたすべての端末で、添付ファイルを開いたり、不審なURLにアクセスしていないかなどを確認する。

23

Q1. ウィルスメール感染あなたならどうする？

【事態】

- 知らない差出人からメールが届いた。
- 「依頼された製品のデータを送ります」とのこと。
- 頼んだっけ？と思いつつ、添付ファイルをクリック。
- 10分後、パソコンの動作がおかしい。まさかウィルス感染？

【問題】

- パソコンがウィルスに感染したらどのような兆候が現れるか？ 代表的な兆候を3つ選択してください。

- A: 動作がいつもより遅く(重く)なった。
- B: パソコン内部からカリカリという異音
- C: 画面上に奇妙なメッセージが表示
- D: メールソフトが自動的に起動してメールを送信し始めた。
- E: パソコンが異常に発熱している。

参考: 経済産業省/ネットワークセキュリティ協会 「情報セキュリティ対策」

24

A1. ウィルスメール感染あなたならどうする？

【正解】

【解説】

- 最近のウィルスは感染した兆候を全く示さないタイプが増加。
- ウィルス対策ソフトの定義ファイルを常に最新の状態に更新することが大切。
- 検知できない巧妙なウィルスもあるので、見知らぬメールの添付ファイルをむやみにクリックしない。
- USBをうかつにパソコンに挿さない。
- 定期的な全ファイルに対するウィルススキャンの実施。

参考: 経済産業省/ネットワークセキュリティ協会 「情報セキュリティ対策」

25

Q2. ウィルスメール感染あなたならどうする？

【事態】

- 不審なメールを自動発信している。これはウィルス感染に間違いない！

【問題】

・取るべき緊急対策は以下のどれか？3つ選んでください。

- A: 速やかにパソコンをシャットアウト。
- B: 速やかにパソコンをネットワーク(LAN)から切り離す。
- C: パソコンメーカーの相談窓口に対応を相談する。
- D: ウィルス対策ソフトメーカーの相談窓口に対応を相談する。
- E: 感染してから外部に送信されたメールの履歴を、インターネット事業者に問い合わせる。

参考: 経済産業省/ネットワークセキュリティ協会 「情報セキュリティ対策」

26

A2. ウィルスメール感染あなたならどうする？

【正解】

【解説】

- ・ ウィルス感染したパソコンをシャットダウンすると、二度と起動できない恐れがある。
- ・ ウィルスの駆除には最新の定義ファイルに更新したウィルス対策ソフトでスキャンするのが一般的だが、内部情報を流出させる『暴露型ウィルス』に感染した場合は、専門家(ウィルス対策ソフトメーカー等)に相談する。

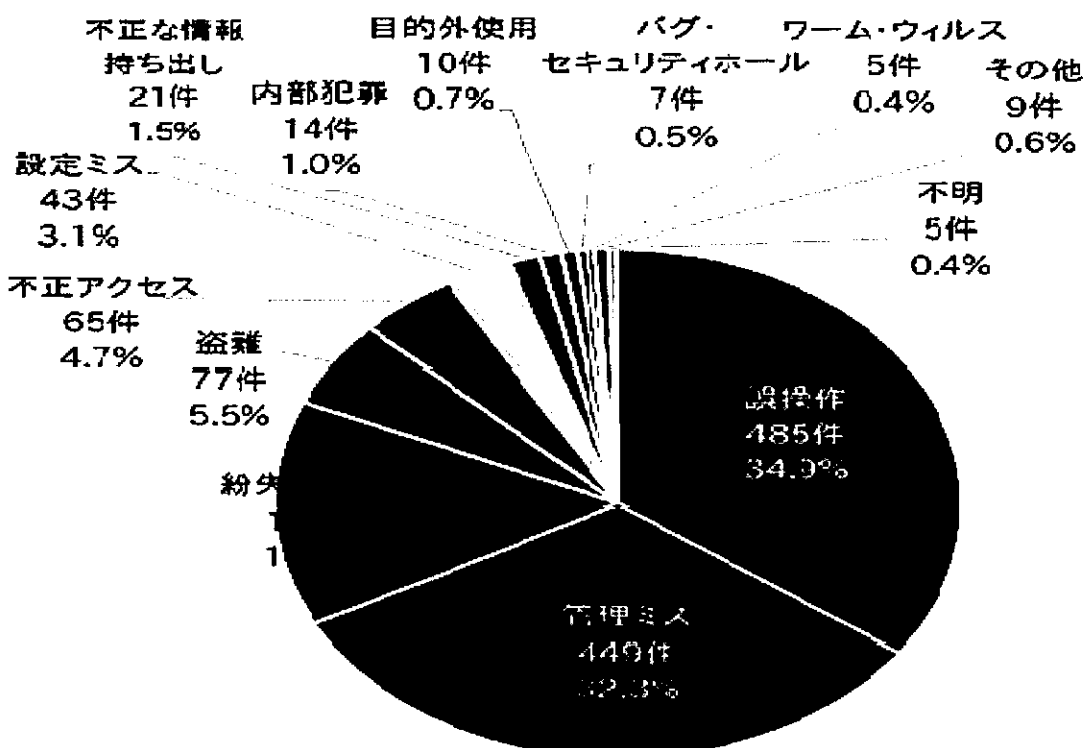
【再発防止策】

- ・ ウィルス感染を防止するためには、
 - ① ウィルス定義ファイルの更新、Windows、Acrobat、Flash、Java等のアップデート
 - ② インターネット接続事業者のウィルスチェックサービスの利用
 の2つの方策を組み合わせる必要がある。

参考：経済産業省/ネットワークセキュリティ協会「情報セキュリティ対策」

27

個人情報漏えいのインシデント(事故要因)



出典：NPO日本ネットワークセキュリティ協会2013年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書

28

「誤操作」

～宛先を間違えたり、操作ボタンの押し間違えなど、人間のオペレーションミスによる情報漏えい～

「管理ミス」

～管理不十分による個人情報の紛失・行方不明・誤破棄～

「紛失・置き忘れ」

～個人の持ち出しによるパソコンや情報媒体等の紛失・置き忘れ～

⇒「ヒューマンエラー」が、全体の約87%！

29

「誤操作」

～宛先を間違えたり、操作ボタンの押し間違えなど、人間のオペレーションミスによる情報漏えい～

【事例】

- ① DMの一部に別人の個人情報を誤って印字
(印刷サービス会社)
- ② 園児の個人情報を第三者へ誤送信 (T市)
- ③ 内部メール誤送信で登録スタッフの口座情報が漏洩
- ④ メール誤送信でメールアドレスが流出 (人材派遣会社)
- ⑤ 設定ミスでマイナンバーを住民票へ誤記載 (T市)

「管理ミス」

～管理不十分による個人情報の紛失・行方不明・誤破棄～

【事例】

- ① 147店舗で顧客情報7317件の紛失が判明 (銀行)
- ② 税証明書交付申請書1550件が所在不明 (区役所)
- ③ 小学校で児童名簿が所在不明に (T市)
- ④ 店舗で施錠保管庫(顧客情報)が盗難被害 (ドラッグストア)
- ⑤ 通販購入者の送り状を委託先が紛失 - (テレビ局)
- ⑥ 患者の個人情報含むUSBメモリを院内で紛失 (病院)

出典:Security NEXT 2015年10月のセキュリティニュース一覧

31

「紛失・置忘れ」

～個人の持ち出しによるPCや情報媒体等の紛失・置忘れ～

【最近の事例】

- ① 患者情報を電車内に置き忘れ紛失 (病院)
- ② 非常勤講師が個人情報入りUSBメモリを紛失 (大学)
- ③ 深夜飲食店駐車場で車上荒らし、個人情報盗難 (病院)
- ④ 国勢調査の世帯一覧を訪問先に置き忘れ (H市)

出典:Security NEXT 2015年10月のセキュリティニュース一覧

32

【5】

SNSの利用にあたっての問題

33

◆ネットの現状

- ・ 情報社会の進展（IoT・ビッグデータ・AI・・・）
⇒ネットワークとデータが創造する新たな価値
- ・ スマートフォン保有が年々増加し7割を超える
（スマホ72.0%、パソコン76.8%、タブレット33.3%）
- ・ 安全なネット利用の課題⇒個人情報（世帯）・セキュリティ（企業）
- ・ ネット利用時間増加 ⇒ ネット依存の中高校生51万人（8.1%）

- ### ◆ネットのトラブル
- ① 写真掲載による利用者情報の流出
 - ②個人を特定した不当請求
 - ③ネットいじめ（サイトでの誹謗中傷等）等
- ・ 特に、SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン等）の問題
 - ・ 交流サイト被害、データ独占、テロ対策、ネット炎上・・・
 - ・ 過去の犯罪事実、フェイクニュース、リベンジポルノ 等々

34

事例①

ソーシャルメディアを通じた炎上事件の事例

<冷蔵庫に入っているコンビニ店員の写真>

- 高知県のコンビニエンスストアの店員がアイスクリームケースの中に入っている写真がインターネット上(Facebook)に公開。コンビニエンスストアはその店員を解雇し、当該店舗とのFC契約を解除し、当該店舗の休業を決定(H25.7.15)。



※以後、類似の事案がスーパーやレストラン等でも発生。

<地下鉄の線路上で撮影した写真>

- 神戸市交通局は市営地下鉄大倉山駅とみられる線路上に少年らが立ち入り、ピースサインをした画像がインターネット上(Twitter)に公開されたことを発表(H25.8.29)。同日、同交通局は兵庫県警に通報。

※同時期に大阪市営地下鉄でも類似の事案が発生。



2013年、SNSを通じた不適切写真の投稿による炎上事件が増加

<餃子店での客による不適切行為写真>

- 石川県の餃子店にて、来店した客が公序良俗に反する不適切な行為を行った上、当該画像を撮影しインターネット上(Facebook)に公開(H25.9.3 餃子店がその事案を公表)。
- 上記を受けて、餃子店側は客に対し業務妨害と公然わいせつ罪で告訴(H25.9.10)し、その後その客は逮捕(H25.10.7)。



<土下座の強要・土下座写真>

- 北海道で女性が衣料品店で購入した商品を不良品と訴え、従業員に土下座させた上、その様子を撮影した写真をインターネット上(Twitter)に公開(H25.9.3)。
- さらに、自宅に来て謝罪するよう約束させたとして、その女性は強要の疑いで逮捕(H25.10.7)。



35

事例②

次のブログをどう思いますか？

「あのひと本当に可愛いよね・・・小顔すぎてびっくりしたよ。」

「■■■さん全然顔わからなかった←金髪時代しか分からない(笑) 予約の紙に書いてあった 会社名■■■■■に笑ったWW」

「■■■と△△がご来店、△△は まじ顔ちっちゃくて可愛かった・・・今夜は2人で泊まるらしいよお、これは・・・(どきどき笑)」

◆ 投稿者自身に跳ね返る制裁

⇒5時間でプロファイリング終了

(アカウント、氏名、生年月日、顔写真、住所、
自宅の外観、学歴、趣味 等々)

◆ 関係者全員が不幸な事件(不幸な連鎖)

- ・ 第一の被害者 カップル
- ・ 第二の被害者 ホテル(謝罪文書のウェブ掲載、信用失墜)
- ・ 第三の、第四の……

◆ 簡単に消せない情報(いまだに公開)

37

事例③

◆何気ない行動から情報漏洩

①某市役所の資産税課に勤める職員が、事務処理をしている際、自身の卓上にある食べ物や飲み物をスマホで撮影し、Twitter(ツイッター)に投稿。何気ない日常の一コマの画像には、卓上にあった償却資産申告書が入っており、社名や資産取得価格が判別できる形で写り込んでいた。

②大手菓子メーカーの人気商品について、未発表の新作パッケージ写真とCMに起用予定のアイドルの名前がTwitterに書き込まれて話題になった。

書き込んだのは「父が会社でお菓子の担当してる」という女子高校生で、菓子メーカーの取引先に勤めている父親が試作品を持ち帰り家族に話したところ、娘が悪気なく書き込んだ模様。

38

SNSの危険性(1)

・ 軽率なSNS利用がもたらす危険性

- 事例からも分かるとおり、書き込みを行った本人は、その情報の急速な拡散、会社への多大な損害を与えることを全く予想していない。
- 軽率なSNS書き込みによって、場合によっては書き込みを行った本人に対して、重大な法的責任を問われる事態に至ることがある。
(本人について、悲惨な結末を招くことも・・・。)
- 企業では正規社員だけでなく、アルバイト等によるものも多くある。顧客情報の重要性の認識の欠如や企業の一員としての意識の低さが軽率な行為を招くことが少なくない。

39

SNSの危険性(2)

・ SNS流出情報の消去は困難

- いったんSNSを通じて流出した情報の消去は現実には非常に困難。
- 匿名の書き込みでも、早ければ数時間で本人を特定され、ネット上で暴露されることがある。それは半永久的にネット上に残る。
- 現在でもインターネットで容易に検索でき、影響が残存し続けている事例は多い。

40

SNS利用の注意事項 「自覚と責任」

- ネット社会の現状(本質)を理解する。
たとえ、個人間のやりとりであっても、
SNS=「公」の場であり、次の特質を理解する。
 - ・ 真偽に関わらず、すべての記録や個人情報
未来まで残される
 - ・ 誰でもアクセス可能
 - ・ 瞬時に伝播する(スピード、拡散範囲)

- 人のネット社会に対する意識が技術の発展に追いついていないことが、ゆがみの原因のひとつ、つまり本質は使う側の問題ともいえる。

41

SNS書き込み行為者の責任

1. 刑事上の責任

- ・ 他人を誹謗中傷⇒名誉毀損罪、侮辱罪
- ・ 事例(アルバイトによる撮影問題) ⇒威力業務妨害罪
- ・ 他人の著作権を侵害 ⇒著作権法違反
- ・ 企業なら営業秘密の漏えい ⇒不正競争防止法違反

2. 民事上の責任

- ・ 名誉の毀損 ⇒不法行為に基づく損害賠償責任
- ・ 風評被害等の損害 ⇒損害賠償責任

3. 懲戒処分

- ・ 企業では懲戒規定による懲戒処分(重い場合は懲戒解雇)
- ・ 会社と従業員という法的関係は、アルバイトも同じ。

42

SNS利用規定・ガイドライン作成

- ・ 全社員のソーシャルメディア(SNS)参加に関して、遵守する行動指針として「ソーシャルメディア・ポリシー」を定める企業・団体が増えている。
 1. 第三者の権利を侵害しないことの遵守
 - (ア) 名誉・プライバシー・肖像権
 - (イ) 著作権・商標権などの知的財産権
 - (ウ) 機密情報
 2. 自己責任の明確化
 3. 懲戒規定との関連づけ
- ・ 社員は、ソーシャルメディアを通じて、ユーザー及び社会と良好な関係を築き、企業のブランド価値や魅力を正しく伝える役割を担っていることを常に意識する。

<参考>フェイクニュースとは・・・

- 虚偽の情報でつくられたニュース
 - ・ ネット上で発信・拡散されるうその記事
 - ・ 誹謗・中傷を目的とした個人発信の投稿も含む
 - 事例
 - ・ 英国・EU離脱の是非を問う国民投票
 - ・ 米国・大統領選
 - ・ 熊本での動物園のライオン脱走
 - ・ DeNA医療情報まとめサイト問題 等多数
 - 対応
 - ・ 問われる伝える側(ネット企業等)の責任
 - ・ ドイツ:うそのニュースに最大約60億円罰金法案
- ⇒ 意見・印象ではなく、事実(ファクト)かの見極めが必要

◆ 情報リテラシーを高める！

- ・ 情報リテラシーとは
情報を自己の目的に適合するように使用できる能力（情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力）
- ・ 高めるには⇒ 広い視野で様々な事に関心を持ち、知識や経験をもとに深く考えることが必要

◆ メディアリテラシーを高める！

- ・ 情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力
- ・ 視点 ①真実か印象か ②他の見方はないか
③何が隠れているか（誰が得するか等）
④まだ分からないことは・・・（途中状態等）

45

インターネット上の差別・人権侵害を防ぐために

- ① 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ② 差別的な発言を書き込まない
- ③ 安易にあいまいな情報を書き込まない
- ④ 他人の個人情報やプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ⑤ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

“相手はコンピューターではなく、「人」である！”

◆ プライバシーを巡る動き

- ①個人の救済の必要性の高まり
- ②表現の自由・知る権利との適切なバランス
- ③インターネットの利便性・グローバル性を踏まえた見直し

46

ご静聴
ありがとうございました！